

平成23年12月15日現在

国際大会強化指定選手制度Q A

日本身体障害者水泳連盟

1、 強化指定選手制度とは何ですか。

1992年のバルセロナパラリンピック大会以降にIPC（国際パラリンピック委員会）はパラリンピック大会を競技指向のトップアスリートの大会と位置づけて取り組みはじめました。1994年には第1回の世界選手権をマルタで開催、1996年のアトランタ大会ではその傾向が顕著に表れました。JSFD（日本身体障害者水泳連盟）では、2000年のシドニーパラリンピックを睨んで、1998年にこの制度を発足し、リハビリやレクリエーションの延長で行っていた水泳だけでなく、競技水泳の考え方を取り入れ、世界で戦える選手の養成に取り組むこととしました。そのために作った制度です。

国際情勢を見ると、2008年北京パラリンピックからは国際オリンピック委員会がパラリンピックも開催することとなり、オリンピックに適用されるアスリートとしての資格がパラリンピック選手にも求められています。世界の国ではプロの選手も出てきています。

北京パラリンピックでは世界の競技水準がさらにレベルアップしている現実を見ました。連盟では、競技者としての様々な資格やマナーも含めて教育する制度を目指しています。

2、 どのような選手が強化指定選手になれるのですか。

JSFDの国際大会強化指定選手規程に対象者は次の項目のすべてを満たす者とされています。

対象者は次の項目のすべてを満たす者とする。

- (1) 日本身体障害者水泳連盟（以下「JSFD」という。）登録者であること。
- (2) 次のいずれかの競技会に出場し、選考する時期に把握できる直近のIPC国際ランキングとの比較で成績優秀な者
 - ① ジャパンパラリンピック大会（以下「JP大会」という。）
 - ② 日本身体障害者水泳選手権大会（以下「日本選手権」という。）
 - ③ その他IPC、FINA規則などによる公式大会
- (3) JP大会などでのクラス分けが済まされていること。
- (4) IPCライセンス登録の意思のある者。
- (5) 健康上の問題がなく、競技水泳を行う上で心身ともに適した状態であること。
- (6) トップアスリートとして、礼儀と規律を遵守し、日本の代表となり得るもの。

成績優秀な者とはJP大会や日本選手権などの記録と最近のパラリンピックや世界のラン

キングと比較してランキングが中位以上であることを目安にしています。
これらの条件を満たし、選考委員会で選考されることが必要です。

3、JP大会などでのクラス分けとは何ですか。

障害者の競技大会はその障害の程度に応じて競うことが必要です。そのために障害の程度を分類して、クラスを決定しています。水泳ではIPCの水泳規則によってS1～S14、SB1～SB14のクラスに分けられます。JP大会などでのクラス分けとは、IPCの水泳規則に従ったクラス分けのことです。国際大会に出場するためには、正式な国際クラス決定が必要です。これはIPC公認のクラス分けシステムによってチェックされたものです。日本で行ったクラス分けはJP大会や日本選手権用などのクラスということになり、国際大会にエントリーするときの仮クラスとして扱われます。なお、クラス分けシステムとしては機能障害に適用されるFCSクラス(S1～S10,SB1～SB9, SM1～SM10)、視覚障害に適用されるIBSAクラス(S11～S13, SB11～SB13, SM11～SM13)が現在パラリンピックに出場することができます。

(ロンドン2012パラリンピックでは知的障害者S14、SB14、SM14も特定の種目に出場できることになっています。)

4、IPCライセンス登録とは何ですか。

2009年1月からIPCによって始められた制度です。国際で活躍しようとする選手はこの登録をしないとクラス分けや記録の公認、国際ランキング掲載などがなされません。毎年、登録した選手がその年(1月1日～12月31日)の登録選手として資格を与えられます。登録費用も必要です。日本においては強化指定選手や育成A選手で国際大会に出場する選手などは登録することになっています。(IPCライセンス登録規程平成23年12月15日付けをご覧ください)

5、健康上の問題とはどのようなことをいうのですか。

この問題はシドニーパラリンピックで起こったことなどがきっかけで厳しく見ることになりました。JSFDでは強化指定選手制度を作って選手の強化に努めてきましたが、その過程で様々な障害と健康に関する問題が発生しました。健康上の問題とは単なる病気だけではなく、何らかの薬を常用しているケースや原因がはっきりしていないケース、およびストレス等によって身体に異常反応がでるケース、障害を悪化させると予測されるケースをも想定して推薦や選考をすることとしています。また、ドーピング対象薬を使用する許可(TUE)を受けていたとしても、健康問題で指定されないことがあります。何故ならば、TUEは健康状態に許可を与えたものではないからです。

これまでも強化指定対象選手には健康状態によっては「自ら勇気ある撤退を」と呼びかけてきました。しかし、問題の発生は止まりませんでした。そのため、ハードなトレーニングが求められる強化指定選手の推薦・選考にあたっては過去の健康問題のチェックを含め、健康診断書の提出など慎重に対応することとしています。

6、競技水泳を行う上で心身ともに適した状態とはどのような状態ですか。

強化指定選手にはトップアスリートとして世界と戦うため、最高の競技を行うことを求めています。そのためには、かなりの練習が必要です。例えば、オリンピックを目指している選手を考えて下さい。その泳ぐ練習量は毎日、一日1万mから2万mに及びます。障害者の場合はどうでしょう。日本では年齢が高いことも、職業を持っていることもあって、このような練習は行えていません。多くて一般的なマスターズ水泳の程度ではないでしょうか。しかし、世界の傾向は年齢も若くなり、記録も上がっています。プロやプロに準じた選手が存在し、練習量も多くこなしています。

強化指定選手は相当の練習をしないと世界で戦えない時代になっています。

また、パラリンピック大会では、約20日間の緊張状態が続きます。

このようなことに耐える心身状態を保てることが必要という意味です。

その趣旨では、基礎的な条件として体力、年齢も加味されることとなります。

7、礼儀と規律を遵守し、日本代表となり得る者とは。

トップアスリートとしての基本的なマナーのことを言っています。

(財)日本水泳連盟などではFINAの規則に基づいて、競技者の資格を定めています。

それには、フェアプレーの精神や健全な社会人としての品性、禁止される商行為や違反者に対する処分などを定めています。JSFDの規程には無い事項であっても、IPCの規則をはじめ、これら世界の規程は当然適用されます。

例えば、北京大会では選手のブログも解禁されましたが、広告規制やオリンピック・パラリンピックのスポンサー契約との関係で禁止事項も多々ありました。

広告という商行為との関係では十分に注意が必要です。

また国際大会において、選手の行為がフェアプレーに反するとして出場停止になった事例や過去には事実の確認などがなく、抗議行為をするなど社会人としての品性を疑う事例も起こっています。今の時代はテレビやインターネットが主流となっています。それに映る姿や言動にも十分気をつけなければなりません。

トップアスリートであるためにはこのようなことにも注意が必要です。

8、ランキングの中位の記録を上回るとは。

ランキングで3位以内とか8位以内とかという表現ははっきりしています。

しかしそれ以上のランキングについては、その種目でレースに出ている人数や8位との記録の時間差を加味しないと判断できません。例えば、30人中15番目であっても、8位との時間差が大きいのか、小さいのかによって8位以内を狙えるかどうか違ってきます。そのため、このような表現にしています。

9、強化指定選手の登録と登録費用とは。

強化指定選手の登録という考え方は2002年まではありませんでした。

強化指定選手にかかる費用は、本人負担の他、寄付金や補助金、JSFD会員の会費などによってまかなわれてきました。

しかし近年、寄付金や補助金は減少傾向にあります。これはJSFDの大会開催へも影響してきています。JSFD会員の会費も上げざるを得ない事態になっています。

さらには2009年からIPCライセンス登録制度が始まり、この登録費用も必要です。

一方、国際大会派遣や合宿などの開催時に参加者からの負担金を予定していても、不参加の選手がでると結果として資金が不足することが起こっています。このため、強化指定選手制度を維持していく基本的な経費として、登録費用が必要になりました。

この費用は強化指定選手制度を維持するために使用されます。

10、国際大会出場の選考はどのようになされるのですか

国際大会といってもパラリンピックのようにJPC（日本パラリンピック委員会）からJSFDに選手の推薦を求めてくる大会と世界選手権のようにJSFD独自に派遣をする大会とがあります。パラリンピックについては、推薦にあたって選考委員会などで総合評価をして推薦します。その他の大会については、強化指定選手派遣の一環として運用するものとその都度方針を定めるものが考えられます。

いずれにしても、国際大会に多様な障害者がまとまった日本チームとして参加するためには、もちろんメダル獲得や記録が重視されますが、記録だけではなくチームとして行動し、助け合うことができるようお互いの理解と訓練が必要です。

このような視点から選考されます。

11、なぜ20歳以上25歳以下の優遇規定があるのですか。

世界では20歳以下の選手の活躍が目立ってきています。また、ユースの国際大会開催も実施されています。しかし、日本の選手の状況は、大学などでのクラブ訓練によって開花する選手も多々あります。大学卒業後3年くらいの期間までは、強化指定選手とともに練習することで、強くなる可能性があるかと判断しています。

また、19歳以下の選手は育成選手として、別に規定を設けています。このため、若干名を対象として、このような規定にしています。

これら優遇する選手については、JSFD技術委員の推薦書が必要です。

12、ランキングで100m種目を主にしているとはどのような趣旨ですか。

パラリンピックなどの種目はクラスによってその距離が異なります。重度のクラスは50mの種目が多いし、軽いクラスは400m自由形などもあります。また重度のクラスは、自由形以外の参加人数は比較的少なくレースや予選が成立しないケースもあります。さらに、人数が少ないクラスは出場するだけで上位のランキングに位置することになります。このため、上位のランキングであっても大会によっては、出場標準記録を切っていないケースが出てきます。一方、重度のクラス、軽度のクラスともに100m種目には、比較的多くの参加者数がいます。また、20日間の大会では数種目の競技を予選、決勝とこなすことになります。その意味でも100m以上のレースをこなせる選手を注目しています。

13、強化指定選手選考委員会の目的は何ですか。

強化指定選手の対象にもあるように、使用している薬などを含め健康問題など選手の選考には専門性を必要とします。単に記録だけを見て決定することができません。これが障害者のスポーツの特徴でもあります。このため、医師をはじめとして、国際大会や障害に携わる経験をもった様々な人の目で審査をし、健康的で最高のパフォーマンスを発揮できるトップアスリートと呼ばれるにふさわしい選手を選考しようとするものです。

14、強化指定選手になれば、どのような義務が生じますか。

水泳は個人競技であると言われますが、そうではありません。チームワークが個人の勝利も呼び込みます。北京パラリンピックでの全員入賞という成果はチームワークでの成果でした。チームワークを醸成するには個人としてだけでなくチームとして様々な経験をする必要があります。障害者にとっては、お互いの障害の理解も必要です。そのためには、JSFDが提供する、合宿や国際大会への派遣など様々な事業に参加することが必要です。パラリンピックの年だけ、強化指定選手になっても、チームワークをつくることは困難です。その意味からも、継続して、事業への参加が義務付けられていると言えるでしょう。

15、2012年以降の「国際大会強化指定選手等」の取扱いについて（平成23年12月3日）とはどのような趣旨ですか。

2012年はロンドンパラリンピックの開催年にあたっています。そのための様々な手続きが2012年1月から開始されます。そのことから、2011年に指定した強化指定選手等を特例として2012年12月まで指定延長をするものです。

また、国際では、暦年で様々な手続きが行われるため、この規程も暦年運用に改めるものです。